

人事委員会規則七―四（扶養手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―四（扶養手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―四（扶養手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第二条 条例第十条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>二 略</p> <p>（届出）</p> <p>第三条 新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</p> <p>（認定）</p>	<p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第二条 条例第十条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 職員の配偶者 、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>二 略</p> <p>（届出）</p> <p>第三条 条例第十一条第一項の規定による届出は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により行うものとする。</p> <p>（認定）</p>

第四条 任命権者

は、前

条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2・3 略

(支給の始期及び終期)

第五条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第六条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

第四条

任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、前

条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2・3 略

(事後の確認)

第五条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第三項の規定を準用する。

第七條 略

附則

(施行期日)

1 | 略

(令和七年改正条例附則第四項の規定が適用される間の読替え)

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の二中「条例第十条第一項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八号）附則第四項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第十条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第二条、第二条の二、第三条第一項及び第五条第一項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八号）附則第四項の規定により読み替えられた条例第十条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第一条の二及び第二条の二に規定する職員とする。

第六條 略

附則

略

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。